意識調査結果を踏まえた育成料のあり方検討資料

<u>1 育成料(利用料)改定について</u>【報告書 P.8(問4)】

「減額した方が良い」が51.6%と最も多く、次いで「改定を行う必要はない」が35.1%、「その他」が8.3%、「増額した方が良い」が5.0%となりました。世帯収入別にみると、収入が上がるにつれて「減額した方が良い」の割合が減少しています。(報告書 P.9)

- (1)「その他」と答えた方の意見(抜粋)
 - 利用した回数で支払うのが一番公平だが、計算が難しいので悩ましい。
 - 普段は使わない人も一時的に利用できるようにしてほしい。
 - スタッフの待遇改善につながるなら増額した方がよい。
 - おやつ代も含めてほしい。
- (2) 自由記述でいただいた意見(抜粋)
 - ア 改定を行う必要はない
 - 利用者の負担がなくなると、子どもたちは学童へ行きやすくはなるが、スペースの問題、
 トラブルなどが起きやすくなる。スタッフの負担も増える。
 - 利用料を下げるととりあえず入会ということが増えそう。4年生以上でも必要としている 家庭もあるので、空きが確保できるとよい。
 - 習い事に通っていると思えば適正価格なのかもしれないと思った。
 - 減額されれば助かるが、子どもの命を預けているから、質が下がってしまっては困る。
 - イ 増額した方がよい
 - 物価や人件費が上がっているなか、職員給料への転嫁が必要で、保護者も負担すべき。
 - 増額して利便性を良くしてほしい(給食または学童でのお弁当注文、連絡のデジタル化、 おやつ代の包括化)。
 - 学童の利用料は利用する方々がご自分のお子様のために支払うべきものである。

ウ 減額した方がよい

- ・ 物価高騰などある中で収入が増えていない。
- 育成料のほかに、おやつ代や PTA 費があり、トータルすると家庭の負担が大きい。
- 正規雇用ならともかくパート等で働いている場合は、東京都の最低時給で考えても8時間 働いた分、つまり約1日分が学童費になってしまう。
- ・ 保育料無償化とのギャップが大きく負担に感じる。
- 「子どもにやさしい」を標榜している街なら、他の自治体よりも明らかな優位性を打ち出 すべきと考える。

(3) 2023 年度の受益者負担割合

国・都補助金を加味した 2023 年度の受益者負担割合は、44.8%となりました。学童保育クラ ブにかかる総コストは増加していますが、国・都補助金の増加もあり、受益者負担割合は、前回改 定した 2018 年度以降も増加傾向にあります。

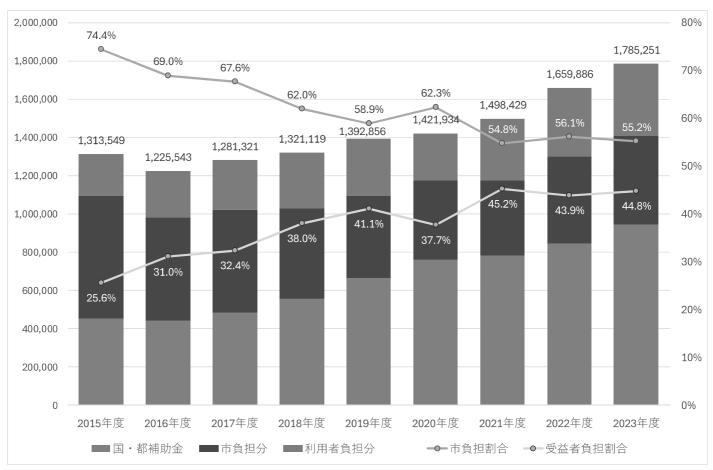
単位:千円

■表1 国・都補助金を加味した受益者負担割合の計算

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
費用(A)※1	1,313,549	1,225,543	1,281,321	1,321,119	1,392,856	1,421,934	1,498,429	1,659,886	1,785,251
収入(B)※2	453,086	441,954	481,666	557,380	664,679	761,712	784,386	846,210	943,325
収支(A-B=C)	860,463	783,589	799,655	763,739	728,177	660,222	714,043	813,676	841,926
利用料金収入(D)	220,494	243,105	258,931	290,540	299,063	248,656	323,062	357,132	377,453
受益者負担割合(D/C)	25.6%	31.0%	32.4%	38.0%	41.1%	37.7%	45.2%	43.9%	44.8%
市負担分	639,969	540,484	540,724	473,199	429,114	411,566	390,981	456,544	464,473
市負担割合(1-D/C)	74.4%	69.0%	67.6%	62.0%	58.9%	62.3%	54.8%	56.1%	55.2%

※1:人件費、物件費、維持補修費を計上しています。

※2:国庫補助金、都補助金を計上しています。



■図1 受益者負担割合の推移

(4) 育成料を減額した場合の受益者負担割合の試算

料金がO円の市民税非課税世帯の区分を除いて、各区分において 1,000 円ずつを減額する試算 を行いました。また、「非課税世帯が 1,000 円だけでも負担するように変えた方が良い」といった 意見や、「区分1~3の負担の差が大きい」といった意見があったことから、これらの意見も含め た試算を行いました。

■表2 試算パターン

No.	試算パターン
1	減免区分2~5を1,000円ずつ減額。
2	減免区分3~5を1,000円ずつ減額。
3	減免区分3~5を1,000円ずつ減額。区分2は1,000円増額。
4	減免区分3~5を1,000円ずつ減額。区分1・2は1,000円ずつ増額。

■表3 パターン別受益者負担割合試算(上段:料金、下段:増減額)

単位:円

				122 • 1]		
減免区分		現状	試算①	試算②	試算③	試算④
1	市民税非課税世帯	0	0	0	0	1,000
T		0	(0)	(0)	(0)	(1,000)
2 市日	市民税均等割のみ課税世帯及び	3,000	2,000	3,000	4,000	4,000
2	市民税所得割額48,600円未満世帯	3,000	(△1,000)	(0)	(1,000)	(1,000)
3	市民税所得割額	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000
5	48,600円以上60,000円未満世帯	0,000	(△1,000)	(△1,000)	(△1,000)	(△1,000)
4	市民税所得割額	7,000	6,000	6,000	6,000	6,000
4 60,000	60,000円以上162,000円未満世帯	7,000	(△1,000)	(△1,000)	(△1,000)	(△1,000)
5	市民税所得割額	8,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	162,000円以上313,000円未満世帯		(△1,000)	(△1,000)	(△1,000)	(△1,000)
6 市民	市民税所得割額	9,000	8,000	8,000	8,000	8,000
0	313,000円以上世帯・申請なし	9,000	(△1,000)	(△1,000)	(△1,000)	(△1,000)
受益者負担割合※		44.8%	39.7%	40.1%	40.6%	41.1%

※2023年度の利用者に当てはめて試算。

(5) 受益者負担割合の試算結果

各区分の料金を減額する試算①では、受益者負担割合が約5%下降しました。

減免区分1・2の料金を増額した試算②~④においても、受益者負担割合は40~41%にとどまっており、町田市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」で適正とされている50%との乖離が広がる結果となりました。

また、減免区分1・2の料金を増額することによる受益者負担割合への影響は、それぞれの区分で 1,000 円につき 0.4~0.5%であることから、効果は限定的です。

2 所得の低い世帯への配慮について 【報告書 P.18(問5)】

「現状の減免のままで良い」が61.0%と最も多く、次いで「減免するのは賛成だが、見直しした 方が良い」が33.1%、「減免を行う必要はない」が5.9%となりました。

(1) 「減免するのは賛成だが、見直しした方が良い」と答えた方の理由

「今ある区分ごとに見直した方が良い」が51.0%(※16.9%)、「区分を増やしてもっと細かく 設定した方が良い」が35.9%(※11.9%)、「その他」が17.1%(※5.7%)となりました。 ※ 設問5全体に対する割合

- (2) 見直しした方が良い理由を「その他」とした方の意見(抜粋)
 - 非課税世帯が何でも免除されるのは違うと思う。税金免除等は市が貧困世帯に対して行う
 こととしていいと思うけど、学童利用は保護者として立場は一緒だと思う。
 - ひとり親は非課税世帯と同じにしてほしい。
 - 子育てにかかる費用は、一律減免にすべきと思う。
 - ・ 障がい者手帳も減額の対象にしてほしい。

3 同一世帯2人目以降の育成料(利用料)について【報告書 P.24(問6)】

「現状のままで良い」が62.9%で最も多く、次いで「減免するのは賛成だが、見直しした方が良い」が30.7%、「減免を行う必要はない」が6.4%となりました。

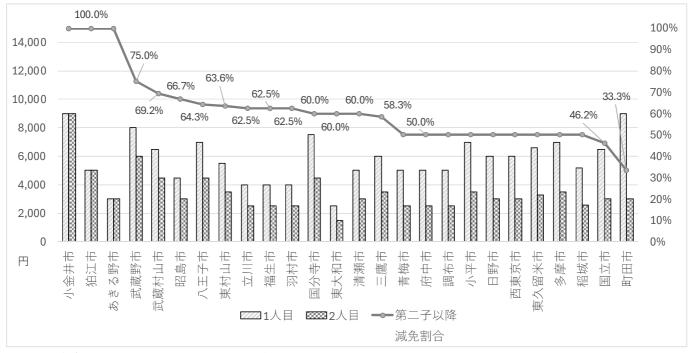
(1) 「減免するのは賛成だが、見直しした方が良い」と答えた方の理由

「2人目以降の育成料(利用料)の負担をより少なくした方が良い」が67.6%(※22.4%)、 「2人目以降の育成料(利用料)の負担をより多くした方が良い」が10.5%(※3.5%)、「その 他」が21.9%(※7.2%)となりました。※ 設問6全体に対する割合

- (2) 見直しした方が良い理由を「その他」とした方の意見(抜粋)
 - 区分3~6の2人目以降の育成料が同一金額になる理由が分からない。区分2のよう に、1人目の育成料の半額とするなら、統一した方がいい。
 - 2人目割引はあってもいいと思うが、所得で差をつけず一律にすればいい。
 - 3人目以降は無料にする。
 - 人数が多くても預けているのは一緒だから減免は必要ない。

(3) 他市との比較

現在、多摩26市中23市で減免が実施されており、うち21市が1人目の利用料の50~75% としています。町田市の減免率は、33~50%と多摩26市において最も負担が少ないです。



■図2 多摩26市における同一世帯2人目以降の減免状況 ※所得の低い世帯への減免を行っている市については、減免前の育成料(利用料)で表記しています。